

議案第 70 号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 21 年 9 月 30 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から春日町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 21 年 9 月 3 日提出

大 口 町 長 酒 井 鎧

（提案理由）

この案を提出するのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から春日町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要があるからである。

愛知縣市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

愛知縣市町村職員退職手当組合同規約（昭和 33 年愛知縣市町村職員退職手当組合同規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「豊山町 春日町」を「豊山町」に、「海部地区休日診療所組合」を「海部地区急病診療所組合」に改める。

別表第 2 の 4 区の項中「豊山町 春日町」を「豊山町」に、同表 6 区の項中「海部地区休日診療所組合」を「海部地区急病診療所組合」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する議員は、その任期が満了するまでの間、改正後の愛知縣市町村職員退職手当組合同規約第 5 条第 2 項の規定により互選された議員とみなす。